

日本栄養精神医学会 個人会員規程

Regulations on Individual Membership of The Japanese Society of Nutritional Psychiatry

2026 年 7 月 19 日（暫定版）

第 1 章 総則

第 1 条（名称・定義）

- 1 本学会は、一般社団法人日本栄養精神医学会と称し、英名を The Japanese Society of Nutritional Psychiatry、略称を JSNP とする。
- 2 本学会は、啓発、教育及び広報を目的として、学会名の前後に「食と心」その他理事会が承認した補足的表記を用いることができる。これらの表記は、本学会の正式名称、法人上の組織区分、部会、資格又は認定名称を示すものではない。
- 3 本規程において「栄養精神医学」とは、食事及び栄養と精神機能、精神症状及び精神疾患との関連を医学的・科学的に検討する医学領域をいう。
- 4 本規程において「本学会資格」とは、本学会が別に定める認定制度に基づき付与する資格、称号又は認定表示をいう。
- 5 「食と心の専門家」の表記は、専門資格（認定医・指導医・認定士・指導士）の取得者及び認定カウンセラーに限り、本学会の定める範囲内で使用することができる。会員は、これらの資格を有しないにもかかわらず、「食と心の専門家」又はこれと誤認されるおそれのある表記を用いてはならない。

第 2 条（事務局および所在地）

- 1 本学会の事務局および所在地は、〒350-1122 埼玉県川越市脇田町 16-13 に置く。
- 2 本学会の事務局事務は、定款第 50 条第 3 項に基づき、理事会の決議により、本学会と連携する外部法人に委託することができる。委託にあたっては、業務委託契約書を締結し、業務内容、対価、責任関係および契約期間を明確に定めるものとする。

第 3 条（理念および目的）

- 1 本学会は、「メンタルヘルスは食事から」を基本理念とする。
- 2 本学会は、前項の理念のもと、栄養精神医学に関心をもつ者が広く集い、相互に学術的理解と実践的知見を深めるとともに、その成果をもって人々の心身の健康増進に寄与することを目的とする。
- 3 本学会は、栄養精神医学に関する学術活動および認定制度の最終判断を担う団体である。栄養精神医学に関する教育・研修活動および認定制度に係る事務は、本学会と連携する一般社団法人日本栄養精神医学協会（以下「協会」という。）が担うものとする。本学会と協会は、それぞれ独立した法人格および会計に基づき、業務委託契約に定める対価または実費精算により取引を行うものとし、相互に協力して栄養精神医学の発展に寄与する。

第 4 条（事業）

- 1 本学会は、定款第 4 条に基づき、前条の目的を達成するため、次の学術的事業を行い、会員に対して当該事業への参加機会を提供する。
 - (1) 学術総会、講演会、その他学術的行事の企画および開催
 - (2) 学会誌その他の学術的刊行物の編集および発行
 - (3) 栄養精神医学に関する調査研究および研究成果の発信
 - (4) 栄養精神医学に関する普及啓発
 - (5) 認定制度その他の評価制度の企画および最終的な認定判断
 - (6) 国内外の関係団体との連携および交流
 - (7) 前各号に附帯または関連する一切の事業
- 2 前項各号の事業の具体的な運営方法、実施条件および費用については、本学会が別に定める規程による。

第 2 章 会員

第5条（会員区分等）

1 本規程は、定款第6条に定める会員のうち、正会員、準会員および学生会員の3区分に該当する個人会員に関する事項を定める。特別会員および賛助会員に関する事項は、別に定める規程による。

2 本学会の個人会員は、その保有資格および対象属性に基づき、次の3区分とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 学生会員

3 会員は、本学会の会員である事実を、自己のプロフィール、名刺、学術発表の所属表示、講演活動その他の啓発・学術活動の場面において表示することができる。表示は、会員区分に応じ、次の各号によるものとする。

- (1) 正会員：「日本栄養精神医学会 正会員」
- (2) 準会員：「日本栄養精神医学会 準会員」
- (3) 学生会員：「日本栄養精神医学会 学生会員」

4 啓発活動および学術活動の場面に限り、前項の表記の前に補足的表記「（食と心）」を付することができる（例：「（食と心）日本栄養精神医学会 正会員」）。当該補足表記は、医療法第6条の5第1項に規定する医療に関する広告として行う表示には用いてはならない。

5 前2項の表記を用いるにあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 「（食と心）」の補足的表記は、必ず括弧書きで用いること。
- (2) 本学会の認定資格（認定医、認定士、カウンセラー等）を取得していない者は、認定資格と誤認されるおそれのある表記を行わないこと。
- (3) 医師、歯科医師その他の医療従事者が医療機関の広告に会員資格を表示する場合は、医療法および厚生労働省「医療広告ガイドライン」を遵守し、表示の適法性については当該会員自身が責任を負うこと。なお、医療機関の広告における表示は、第3項に定める正式名称の範囲に限られる。

(4) 第三者に誤解を生じさせる表現、誇大な表示、または学術団体の名称を商業目的で利用する表示を行わないこと。

6 前項に違反する表示が行われた場合、本学会は、当該会員に対し是正を求めることができ、是正がなされない場合は第18条に定める措置を講ずることができる。

第6条（正会員の資格）

正会員は、次の各号のいずれかに該当し、本学会の目的に賛同する者とする。

(1) 医療系・栄養系・福祉系の国家資格（医師、歯科医師、獣医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、公認心理師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、介護福祉士、歯科衛生士、臨床工学技士、歯科技工士、義肢装具士、救急救命士、社会福祉士）を保持する者

(2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士

第7条（準会員）

準会員は、第6条に定める資格を有しない者で、本学会の理念と目的に賛同する者とする。

第8条（学生会員）

1 学生会員は、学校教育法第1条に規定する学校（大学、大学院、高等専門学校、高等学校、中等教育学校等）またはこれに準ずる教育機関に在学する者であって、当該年度の4月1日時点において満25歳以下の者で、本学会の目的に賛同し、学生証その他の在学証明および年齢が確認できる書類を提出して事務局が承認した者とする。

2 学生会員が前項の年齢制限を超過した場合は、翌年度の更新時より、その保有資格および対象属性に基づき、第6条に定める正会員または第7条に定める準会員に移行するものとする。

3 学生会員が取得できる認定資格は、普及資格のうちサポーター及びアドバイザー（入門・初級）に限るものとし、カウンセラー（中級）及び専門資格（認定医・指導医・認定士・指導士）の対象とはならない。

第9条（会員の権利）

1 会員は、次の機会を有する。

- (1) 本学会が主催・共催・後援、または関係する学術行事・教育企画等への参加申込み
- (2) 本学会が定める要件を満たす場合における認定資格・認定施設等への申請
- (3) 本学会からの学術情報の受領

2 会員は、本学会の意思決定、業務執行または法人運営に関与する権限を有しない。ただし、定款第7条に基づき社員総会の決議により代表会員（社員）として選任された者は、社員総会における議決権を有する。

第10条（会員の義務）

会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 本学会の理念および目的を尊重すること。
- (2) 本規程ならびに本学会が定める各種規程を遵守すること。
- (3) 年会費その他本学会が定める費用を、所定の期日までに納入すること。
- (4) 住所、連絡先、所属、電子メールアドレスその他登録事項に変更が生じた場合には、速やかに本学会に届け出ること。
- (5) 本学会からの連絡を受領するため、登録メールアドレスを最新の状態に保つこと。

第11条（入会手続き）

1 入会を希望する者は、所定の入会フォームに必要事項を記入し、本規程に同意のうえ、年会費を納入する。

2 入会申請者は、第29条に定める反社会的勢力の排除に関する条項を確認し、反社会的勢力に該当せず、また将来にわたりこれと関係を有しないことを誓約しなければならない。

3 入会の承認は、定款第8条に基づき、次の手続きによる。

(1) 事務局は、入会申込を受領後、第6条から第8条までに定める資格要件、および第29条の反社会的勢力排除条項への該当性を確認する。

(2) 事務局は、要件を充足し、かつ年会費の入金が確認された日をもって、入会を仮承認とし、当該日を入会日とする。

(3) 事務局は、入会の承認状況を月次で理事会に報告し、理事会は、当該報告をもって入会の承認（定款第8条第1項所定の承認）を確定するものとする。

(4) 理事会は、月次報告に基づき、要件不充足、第29条への該当性または会員として不適当と認める事由が判明した場合には、入会を承認せず、または既になされた仮承認を取り消すことができる。

4 申込内容または誓約に虚偽があった場合、本学会は入会を取り消すことができる。

第12条（会員に提供する機会）

1 本学会は、その目的を達成するための事業の一環として、会員に対し、次の各号に掲げる学術活動への参加機会を提供する。なお、第3条第3項に定めるとおり、栄養精神医学に関する教育・研修事業および認定制度に係る事務は協会が担うものであり、当該事業は本学会の事業ではない。本項各号の機会の提供は、年会費の対価としてではなく、本学会の学術的目的の達成のために行われるものである。

(1) 学会誌、ニュースレターその他本学会が発行する学術的刊行物の閲覧および取得の機会。学会誌その他の学術的刊行物は、本学会の出版業務として発行され、その頒布は次のアからウまでに定めるところによる。

ア 本学会が主催する学術総会、講演会その他の学術的行事の参加者に対しては、当該行事の参加に付随して配布されることがある。当該配布の対象は、本学会の会員資格の有無にかかわらず、当該行事の参加者である。

イ 前号によらず学会誌等の取得を希望する者に対しては、本学会の会員であるか否かを問わず、別に定める価格により、有償で頒布する。

ウ 前2号の頒布のいずれにおいても、会員資格の有無による条件の差異は設けない。会員に対する学会誌等の頒布は、会員に対する会費の対価としての役務提供ではない。

(2) 学術総会、講演会、その他の学術的行事への参加申込み

(3) 本学会が別に定める要件を満たす場合における認定制度への申請

- (4) 本学会が指定する学術的交流の場（症例検討会等）への参加
 - (5) その他、本学会の目的達成に資する学術活動への参加
- 2 本学会の活動に貢献し、理事会が必要と認めた会員は、委員会・部会の構成員または役職者として委嘱されることがある。当該委嘱は、年会費の対価としてではなく、本学会の活動運営上の必要に基づき行われるものであり、委嘱の有無、内容および期間は理事会が決定する。
- 3 本学会の認定資格は、本学会が別に定める認定制度規則に基づき、所定の要件を満たす者に対して付与されるものであり、会員資格を有することのみをもって付与されるものではない。
- 4 協会その他本学会と連携する他法人が主催する事業については、各主催法人の定めるところによる。当該事業への参加・利用条件、費用等は当該主催法人が独自に定めるものであり、本学会の会員資格は、当該事業への参加または無償享受を保証するものではない。
- 5 本学会は、事業運営上必要があると認める場合、理事会の決議により、第1項各号の機会の内容、提供時期、提供方法を変更することができる。
- 6 会員は、第1項各号の機会を利用するにあたり、本規程、本学会が定める各種規程および関連法令を遵守しなければならない。違反があった場合、本学会は、当該会員に対し、機会の提供停止その他必要な措置を講ずることができる。

第13条（入会金、年会費）

- 1 本学会は、原則として入会金を徴収しない。ただし、本学会の事業運営上必要があると認められる場合は、定款第9条に基づき社員総会において定めた額の範囲内で、理事会の決議により入会金を徴収することができる。
- 2 年会費の額は、定款第9条第1項に基づき社員総会において定める上限額の範囲内で、理事会の決議により決定し、本規程の附則に明示する。年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。年会費は、会員が学術団体である本学会に対して行う拠出であり、本学会から受ける個別の役務提供に対する対価ではない。
- 3 会費等の納入に伴う決済代行事業者への決済手数料の実費相当額として、決済1回につき110円を徴収する。当該手数料は、本学会のシステム利用事務手数料（課税売上）として徴収し、決済代行事業者への支払手数料等の費用の一部に充当するものとする。当該手数料に係る適格請求書（インボイス）その他の領収書は、会員が会員専用ページを通じて自ら取得・発行できるものとし、本学会は会員ごとに個別の書面を交付しない。本学会は、適格請求書（インボイス）を発行せず、会費等及び当該手数料に係る領収書は、会員が会員専用ページを通じて自ら取得できるものとする。
- 4 一旦徴収した会費（入会金を含む。）は、理由の如何を問わず返還しない。
- 5 退会または非更新により会員資格を喪失した者の再入会については、所定の手続きにより随時申請することができる。ただし、現に未収の年会費等がある場合は、これを完納したうえで申請するものとする。再入会の場合は、入会金を徴収せず、再入会時に当該年度の年会費を納入するものとし、第1項に定める初年度の年会費の免除は適用しない。

第13条の2（会費の代理納付）

- 1 会員の所属する施設その他の第三者は、当該会員の依頼又は同意に基づき、当該会員の年会費を当該会員に代わって納付すること（以下「代理納付」という。）ができる。
- 2 代理納付による場合においても、当該年会費は、第13条第2項に定めるとおり会員個人が本学会に対して行う拠出としての性質を有し、その納付の事実当該会員の納付として取り扱う。代理納付は、納付者に対し、本学会の会員資格その他の権利又は便益を生じさせるものではない。
- 3 領収書は、当該会員及び対象期間を明らかにして発行する。宛名は納付者の指定するところによることができ、会員は会員専用ページから自ら発行することができる。
- 4 代理納付に係る納付者の税務上の取扱いその他納付者と会員との間の法律関係については、本学会は関与しない。

第14条（会員期間と更新）

- 1 会員期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 次年度の年会費は、毎年1月中旬頃の本学会が指定する日（原則として1月10日）を決済確定日として、登録されたクレジットカードによる自動決済または口座振替により請求する。実際の引き落としは、各決済代行事業者の規定によるものとする。

3 会員は、退会を希望しない限り、自動的に次年度の年会費が請求され、会員資格が更新される。本学会は、毎年 10 月末までに、登録メールアドレス宛の電子メールにより翌年度の自動更新の予告を通知する。あわせて、会員マイページにおいて当該予告を掲示するものとする。

4 退会を希望する会員は、第 16 条に定める手続きにより、当該年度の 12 月 10 日までに退会フォームを提出しなければならない。期限までに退会の意思表示がない場合、翌年 1 月の自動更新に同意したものとみなす。

5 更新に際してカード決済が失敗し、または口座振替が不能となった場合、本学会は、決済確定日から 60 日間（以下「督促期間」という。）、登録されたクレジットカードへの再請求その他の方法による再決済を自動的に試み、あわせて登録メールアドレス宛に納入の督促を行う。

6 督促期間内に年会費の納入が確認された場合、当該年度の会員資格は更新されたものとして取り扱う。督促期間の満了までに年会費の納入が確認されないときは、当該会員の当該年度の更新は行われない（以下「非更新」という。）。この場合、会員資格は当該年度の更新基準日である 1 月 1 日に遡って終了し、当該会員が保有していた認定資格および認定施設の認定も失効する。

7 非更新については、当該年度の年会費に係る債権は生じないものとし、本学会による催告および理事会の決議を要しない。督促期間中の未納の取扱いその他一時停止に関する事項は、第 15 条の定めるところによる。

第 15 条（会員資格の停止、未納の取扱いおよび会員資格の喪失）

1 会員が年会費を所定の期日までに納入できなかった場合、当該会員は「未納」とする。納入期日から 30 日を経過してもなお未納の場合、会員資格は一時停止となる。

2 一時停止中は、第 12 条第 1 項各号に定める機会の利用、認定資格および施設認定に基づく一切の権利を行使できない。

3 一時停止中に未納分の納入が確認された場合は、事務局が確認した時点で会員資格の効力が復活する。次年度の年会費の未納による一時停止については、第 14 条に定める督促期間の満了までに納入が確認されないときは、同条に定める非更新となる。なお、現に未収の年会費その他の費用に係る支払義務は継続する。

4 次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員からの申請に基づき、理事会の決議により、年会費の納入を最大 1 年間猶予することができる。

（1）天災その他不可抗力により納入が困難となった場合

（2）長期療養、出産・育児休業その他やむを得ない事由がある場合

（3）その他、前各号に準ずる特別の事情があると理事会が認める場合

5 前項の納入猶予は、年会費の免除ではなく、納入時期の延期である。猶予期間中も会員資格は維持されるが、第 2 項に定める権利は停止する。猶予の決定および理由は、理事会議事録に記録するものとする。

6 一時停止中または未納期間中に、会員資格、認定資格または施設認定の名称・標章を使用した場合、理事会は警告、資格使用停止の延長、再入会制限その他必要な措置を講ずることができる。

7 前納制の下において、次年度の年会費の未納は、第 14 条に定める非更新の事由にとどまり、本学会は当該年会費に係る債権を有しない。これに対し、年度の途中に生じた費用その他現に未収の債権が存在する場合において、当該未納が継続して 2 年以上に及ぶときは、定款第 12 条第 2 号に基づき、本学会は、当該会員に対し、書面または電子メールにより、相当の期間（60 日以上）を定めて納入の催告を行い、当該催告期間内に納入または弁明がないときは、理事会の決議により、当該会員の会員資格を喪失させることができる。

8 前項による会員資格の喪失は、定款上の会員資格喪失であり、第 19 条に定める除名とは異なる。当該会員は、未納分の支払義務を喪失日まで負担するものとし、喪失日以降の年会費の請求は行わない。

9 本学会は、会員の意図しない失効を未然に防止するため、第 14 条に定める督促期間中及び本条に定める未納の期間中、次の各号に掲げる督促を、登録メールアドレス宛の電子メール及び会員マイページへの掲示により、原則として自動化された方法により行う。

（1）決済確定日において年会費の決済が完了しなかったときは、遅滞なく、未納が生じた旨及び再決済の予定を通知する。

（2）決済確定日からおおむね 30 日を経過してなお未納のときは、未納額、納入方法及び督促期間の満了日を通知する。

（3）督促期間の満了に先立つ相当の期間（原則として満了日の 10 日前まで）に、失効予告とし

て、当該満了日までに納入がないときは第 14 条第 6 項に定める非更新となり、会員資格並びに保有する認定資格及び認定施設の認定が当該年度の 1 月 1 日に遡って失効する旨を明示して通知する。

10 会員資格は、次の各号に掲げる事由により終了し、その意義及び効果は、当該各号に掲げる条項の定めるところによる。

(1) 任意退会（第 16 条） 会員が自己の意思により退会するもの。

(2) 非更新（第 14 条第 6 項） 前納制の下において、次年度の年会費が督促期間の満了までに納入されず、当該年度の更新が行われないもの。この場合、当該年会費に係る債権は生じず、本学会による催告及び理事会の決議を要しない。

(3) 会員資格の喪失（本条第 7 項） 年度の途中に生じた費用その他現に未収の債権が継続して 2 年以上に及ぶ場合において、催告を経て理事会の決議により会員資格を失わせるもの。

(4) みなし退会（第 17 条）及び除名（第 19 条） 各条の定めるところによる。

第 16 条（任意退会）

1 会員は、自己の意思により退会すること（以下「任意退会」という。）を希望する場合は、当該年度の 12 月 10 日までに、所定の退会フォームにより事務局へ届け出なければならない。

2 退会フォームの提出後、事務局が退会手続き完了の通知を電子メールにより送付した時点をもって退会日とし、以後の会員資格および関連する認定資格・施設認定は喪失する。

3 年度の途中で退会手続きが完了した場合、退会日以降の会員期間についても会費の月割・日割返還は行わない。退会日以降は、第 12 条第 1 項各号の機会の利用、認定資格・施設認定に基づく一切の権利を行使できない。

4 未納金がある場合は、原則として完納のうえ退会手続きを行う。ただし、未納がある場合であっても退会の意思表示は受け付け、事務局が確認した時点をもって退会申請日とする。退会申請日以前に発生した年会費等の支払義務は、退会後も存続する。

5 12 月 10 日までに退会フォームの提出がなかった場合、翌年 1 月の自動更新に同意したものとみなし、年会費の請求を行う。

6 退会した者の取得していた認定資格・認定施設等は、別に定める認定制度規則の定めるところによる。

第 17 条（みなし退会）

1 次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は退会したものとみなす。

(1) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(2) 連絡先不明により、本学会からの通知が連続して 2 年以上到達せず、かつ年会費の納入もない場合において、理事会が退会を決議したとき。

(3) 会員本人から、書面または電子メールにより、退会フォームによらず本学会の活動から離れる旨の明示的な意思表示があり、理事会がみなし退会の取扱いを決議したとき。

2 成年後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたことのみをもって、みなし退会の事由とはしない。会員が当該審判を受けた場合は、本学会は、会員本人または法定代理人と協議のうえ、会員資格の継続、退会その他の取扱いを決定する。

3 前 2 項の取扱いは、理事会議事録に記録するものとする。

4 みなし退会の場合、本学会は、当該会員、法定代理人または関係者に対し、必要に応じて未納会費の取扱いその他の事項について連絡を行うことができる。

第 18 条（会員資格の維持および措置の留保）

1 本学会は、会員が本規程その他の規程に違反し、または本学会の名誉もしくは信用を損なうおそれのある行為を行った疑いがある場合においても、当該事案の内容、影響の程度、事実関係の確認状況その他の事情を総合的に考慮し、当該事案の初期段階においては、直ちに除名または退会の扱いとすることなく、会員資格を維持したまま、必要な調査、指導または是正措置を行うことができる。

2 前項の場合において、本学会は、理事会の決議により、当該会員に対し、次の各号に掲げる措置の全部または一部を講ずることができる。

(1) 注意、警告または指導

(2) 会員に提供される機会の一部の利用停止

- (3) 認定資格、認定施設またはこれらに基づく名称・肩書き等の使用の停止または制限
- (4) 委員会、部会、プロジェクトその他の学会活動への参加停止
- (5) その他、本学会の秩序および信用を維持するために必要と認められる措置

3 前項の措置を講ずるにあたり、本学会は、当該会員に対し、原則として事前に書面または電子メールにより弁明の機会を与える。当該会員は、通知受領後 14 日以内に、書面または電子メールにより弁明を行うことができる。

4 前項にかかわらず、本学会の信用または会員その他の者の生命、身体もしくは権利を緊急に保護する必要がある場合は、理事会の決議により、措置を先行して講じたうえで、措置後速やかに当該会員に対し弁明の機会を付与することができる。当該緊急性の判断および措置の内容は、理事会議事録に記録するものとする。

5 本条に基づく措置は、懲罰を目的とするものではなく、事実関係の確認、再発防止および本学会の健全な運営を図ることを目的として行うものとする。

第 19 条 (除名)

1 会員が次の各号のいずれかに該当し、会員としての地位を継続させることが相当でないと理事会が判断した場合、本学会は、定款第 11 条に基づき、社員総会の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 本規程その他本学会が定める各種規程に重大に違反したとき
- (2) 本学会の名誉または信用を著しく損なう行為を行ったとき
- (3) 入会申込その他本学会に対する申請において、重大な虚偽の申告があったとき
- (4) 反社会的勢力に該当し、またはこれと関係を有していることが判明したとき
- (5) 前各号に準ずる行為があり、その他会員として不適当と認められる重大な事由があるとき

2 前項の除名に先立ち、本学会は、当該会員に対し、書面または電子メールにより弁明の機会を与えなければならない。当該会員は、通知受領後 14 日以内に、書面または電子メールにより弁明を行うことができる。

3 除名の決議は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

第 3 章 組織および委員会

委員会・部会への参加は、本学会の活動運営上の必要に基づくものであり、会員資格に基づく経済的便益の享受ではない。委員会・部会の構成員は、本学会の業務執行または意思決定に関与するものではない。

第 20 条 (広報委員会)

1 本学会は、本学会の理念および活動内容を社会に広く発信し、普及啓発を行うことを目的として、広報委員会を設置する。

2 広報委員は、本学会の会員のうちから、理事長の推薦に基づき、理事会の承認を得て選任する。

3 広報委員は、学会の広報活動、情報発信、イベント告知、会員向け広報支援に関する業務を行う。

4 広報委員に選任された会員は、その委嘱期間中に限り、公式プロフィールに「日本栄養精神医学会 広報委員」と表示することができる。啓発活動の場面においては、補足的表記を付して「(食と心) 日本栄養精神医学会 広報委員」と表示することができるが、医療機関の広告における表示には用いてはならない。

5 広報委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。選任の方法、活動内容その他の運用上必要な事項は、理事会が別に定める。

第 21 条 (編集委員会)

1 本学会は、学会誌『栄養精神医学』および関連刊行物・ウェブ媒体の編集・発行を適正かつ継続的に行い、栄養精神医学の学術的発展と普及に寄与することを目的として、編集委員会を設置する。

2 編集委員長は、本学会の会員のうちから、理事会の決議により選任する。編集委員は、編集委員長の推薦に基づき、理事会の承認を得て選任する。

3 編集委員会は、次の業務を行う。

- (1) 学会誌および関連刊行物・ウェブコンテンツの企画立案および編集
- (2) 投稿原稿の査読委員の推薦、査読結果の整理および編集判断の補助
- (3) 原稿の構成・表現・倫理面の確認および必要な修正依頼
- (4) 出版倫理、利益相反等に関する確認および遵守の支援
- (5) その他、本学会の編集・出版活動に関して必要な事項

4 編集委員に選任された会員は、その委嘱期間中に限り、公式プロフィールに「日本栄養精神医学会 編集委員」と表示することができる。啓発活動の場面においては、補足的表記を付して「（食と心）日本栄養精神医学会 編集委員」と表示することができるが、医療機関の広告における表示には用いてはならない。

5 編集委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。運営方法、役職者の任期、会議体制その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第 22 条（看護部会）

1 本学会は、臨床現場における栄養精神医学の実践的ケアの確立、多職種連携の推進および看護職の専門性向上に資することを目的として、看護部会を設置する。

2 看護部会の構成員は、看護師・保健師・助産師・准看護師の資格を有する本学会会員とし、当該資格を有する会員は、本学会への入会により看護部会員となる。

3 看護部会は、次の活動を行う。

- (1) 看護領域における栄養精神医学に関する学術的知識および実践的技術の共有
- (2) 看護職を対象とした勉強会、症例検討、研修の企画・実施
- (3) 多職種連携体制の構築に関する学術的支援

4 看護部会の役職者（部会長・副部会長・幹事）は、看護部会員の互選または部会長の推薦に基づき、理事会の承認を得て委嘱する。

5 役職者は、その委嘱期間中に限り、公式プロフィールに「日本栄養精神医学会 看護部会 部会長」「同 副部会長」「同 幹事」等と表示することができる。看護部会員は、「日本栄養精神医学会 看護部会 会員」と表示することができる。啓発活動の場面においては、（食と心）の補足的表記を付して表示することができるが、医療機関の広告における表示には用いてはならない。

6 看護部会役職者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。運営方法その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第 23 条（学生部会）

1 本学会は、医療・保健・福祉・栄養分野を学ぶ学生に対する栄養精神医学の早期教育および学術的視点の涵養を目的として、学生部会を設置する。

2 学生部会の構成員は、本学会の学生会員とし、学生会員は、本学会への入会をもって学生部会員となる。

3 学生部会は、次の活動を行う。

- (1) 学生を対象とした栄養精神医学に関する学習および啓発活動
- (2) 学生限定の勉強会、講演会、専門職との学術交流の企画・実施
- (3) 学術総会、講演会その他本学会事業への参加促進および学会発表の支援

4 学生部会の役職者（部会長・副部会長・幹事等）は、学生部会員の互選または部会長の推薦に基づき、理事会の承認を得て委嘱する。

5 役職者は、その委嘱期間中に限り、公式プロフィールに「日本栄養精神医学会 学生部会 部会長」「同 副部会長」「同 幹事」等と表示することができる。学生会員は、「日本栄養精神医学会 学生部会 会員」と表示することができる。啓発活動の場面においては、（食と心）の補足的表記を付して表示することができる。

6 学生部会役職者の任期は 1 年とし、再任を妨げない。運営方法その他運用上必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 個人情報保護・ハラスメント防止

第 24 条（個人情報保護・守秘義務）

1 本学会は、会員情報その他の個人情報を、個人情報の保護に関する法律およびその他の関連法令ならびに本学会の定める個人情報保護方針に従って適切に管理する。

2 会員は、学会活動を通じて知り得た個人情報および症例情報等について、正当な理由なく第三

者に開示・漏洩してはならない。

3 症例報告・SNS 等での情報発信に際しては、本人の同意取得・匿名化・倫理綱領の遵守を行うものとする。

4 本学会は、会員情報その他の個人情報の取扱いの全部または一部を外部の法人または個人に委託する場合、個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき、委託先における個人情報の安全管理が適正に行われるよう、契約書において必要な事項を定め、定期的に監督する。委託先には、本学会の事務を受託する一般社団法人日本栄養精神医学協会、業務委託先の合同会社その他本学会と契約関係にある者を含む。

第 25 条（ハラスメントの禁止および相談窓口）

1 会員は、学術総会、講演会、オンライン企画、SNS その他本学会に関連する一切の場面において、他の会員、役員、職員、関係者または第三者に対し、ハラスメントその他不適切な言動を行ってはならない。

2 ここでいうハラスメントには、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント、差別的言動、SNS 上での誹謗中傷その他の不当な言動を含む。

3 本学会は、ハラスメントに関する相談を受け付ける窓口を設置し、当該相談に対し、相談者の秘密を保持しつつ、公正かつ迅速に対応する。

4 本学会は、ハラスメント行為が認められた場合、第 18 条または第 19 条に基づき必要な措置を講ずることができる。

5 相談を行ったこと、または事実関係の確認に協力したことを理由として、当該者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

第 25 条の 2（ご意見・お問い合わせ窓口）

1 本学会は、本学会の運営、学術活動、認定制度、会費その他に関する会員その他の関係者からのご意見、ご要望またはお問い合わせを受け付ける窓口として、事務局に専用の電子メールアドレスを設置する。

2 本学会は、寄せられたご意見等について誠実に検討し、相応の合理的期間内に、書面または電子メールにより回答する。事案の内容により、調査または検討に時間を要する場合は、その旨をご連絡者にお知らせし、回答時期の見通しを示す。

3 同一の事項について繰り返しご連絡をいただいた場合、または十分な検討の対象とすることが困難なご連絡については、本学会は個別の回答を差し控えることがある。

4 本学会は、ご連絡をいただいた方の秘密を尊重し、ご連絡をいただいたことを理由として、当該者に対して不利益な取扱いを行うことはない。

5 本学会の運営に関わる重要な事項は、適時に理事会に報告する。

第 5 章 認定制度・名称・ロゴの使用

第 26 条（認定制度との関係および事務委託）

1 本学会は、栄養精神医学に関する認定資格および認定施設に関する制度（以下「認定制度」という。）を設けるものとし、認定制度の内容、要件、手続、更新、停止および取消しその他の運用に関する事項は、別に定める「認定制度規則」「認定資格施行細則」「認定施設規程」その他の関連規程による。

2 認定制度の運用は、本学会の学術的水準の維持を目的とするものであり、認定の取得は、当該認定者の社会的地位、営業上の利益その他の経済的便益を保証するものではない。

3 会員は、前項の認定制度について、当該規程に定める要件を満たす場合に限り、申請を行うことができる。会員資格を有することのみによっては認定資格または認定施設は付与されない。

4 認定料は、審査・運営に要する実費の範囲内で別に定めるものとし、会計上、認定制度の収支は他の事業と区分して管理する。

5 認定、登録および更新の最終的な認定判断ならびにこれに係る最終的な責任は、本学会に帰属する。本学会は、定款第 33 条第 3 項に基づき、理事会の決議により、認定制度に関する申請受付、審査補助、登録管理、更新管理その他の事務の全部または一部を、業務委託契約に基づき協会に委託することができる。

6 前項の業務委託に係る対価および業務範囲は、業務委託契約に明確に定めるものとし、両法人

間の資金移動は、業務委託契約に定める対価または実費精算に限るものとする。ただし、本学会が協会に帰属する認定登録手数料及び認定更新手数料（施設に係るものを含む。）を協会に代わって収納した場合における当該手数料の協会への引渡し（収納代行に係る預り金の引渡し）は、資金移動の制限の対象外とする。

第 27 条（名称・ロゴ・肩書きの使用）

- 1 本学会の名称、略称（JSNP）、ロゴ、認定名称（「食と心の専門家」「認定医」「認定施設」等）およびその他の称号は、本学会の承認を得た場合に限り使用できる。
- 2 認定資格・認定施設の名称・標章は、当該資格または認定を受けた本人・施設のみが使用でき、譲渡・貸与・共同名義・法人名義としての利用を認めない。
- 3 会員は、本学会の名称・ロゴ・認定名称を用いて、誤認を与える表示、誇大広告、医療法、医療広告ガイドライン、薬機法、景品表示法その他の関連法令に抵触する表示を行ってはならない。
- 4 本学会は、名称・ロゴ・認定名称の使用が不適切であると判断した場合、理事会の決議により、当該会員に対し、表示内容の是正、使用の一時停止または中止を命ずることができる。
- 5 前項の命令に従わない場合、または重大な違反が認められる場合、本学会は、当該会員に対して、認定資格または認定施設の取消し、会員資格の停止その他必要な措置を講ずることができる。
- 6 名称・ロゴ・認定名称の使用停止または認定取消しを受けた会員は、速やかに、認定証・標章・ロゴデータその他これに準じる物品の返還を行い、ウェブサイト・SNS・名刺等における表示を削除しなければならない。
- 7 本条に違反して本学会または第三者に損害が生じた場合、本学会は当該会員に対して損害賠償を請求することができる。

【「食と心の専門家」使用条件】

1. 資格名：栄養精神医学認定医、指導医、認定士、指導士、カウンセラーのいずれかを保有
2. 有効期限内であること（認定資格有効期間：3 年）
3. 名簿登録されていること（本学会の会員マイページで確認可能）
4. 「食と心の専門家」の呼称及び本学会の認定資格名は、医療機関の広告（医療法第 6 条の 5 に規定する医療に関する広告）においては、専門性資格として標榜しない。本学会の認定資格は、厚生労働大臣に届出のある広告可能な専門性資格に該当しないためである。
5. 患者等が自ら求めて閲覧するウェブサイト等において、広告可能事項の限定解除の要件を満たして資格名を表示する場合は、認定団体名（日本栄養精神医学会）と正式資格名（例：栄養精神医学認定医）を併記し、かつ有効期限内のものに限る。

《ホームページへの記載例》

日本栄養精神医学会認定カウンセラー(食と心の専門家)

一般社団法人日本栄養精神医学会認定※本資格に基づく活動は、食と心に関する一般的な教育・情報提供を目的とするものであり、診断・治療・心理療法を行うものではありません。

上記の記載例は、会員個人のプロフィールや教育・カウンセリング等の非医療の場面を想定したものであり、医療機関の広告には用いない。

第 28 条（認定資格・認定施設の取消）

- 1 本学会は、別に定める規程に基づき、認定資格または認定施設について、要件不充足、不正行為、本学会の名誉・信用を著しく損なう行為、名称・ロゴ等の不正使用その他の重大な事由が認められた場合、理事会の決議により、取消しまたは停止の措置をとることができる。
- 2 前項の措置を講ずるにあたり、本学会は、当該会員に対し、原則として事前に弁明の機会を与える。
- 3 認定取消しまたは停止の措置を受けた者は、直ちに認定証等を返還し、認定名称・ロゴ表示をすべての媒体から削除しなければならない。
- 4 会員資格を喪失した場合、原則として関連する認定資格・認定施設も失効する。
- 5 会員資格を回復し、又は再入会した場合における認定資格及び認定施設の取扱い（再有効化の

可否及び手続を含む。)は、別に定める認定制度規則及び認定施設規程の定めるところによる。

第 6 章 反社会的勢力の排除・告知・改定

第 29 条（反社会的勢力の排除）

- 1 本学会は、暴力団その他の反社会的勢力、またはこれに準ずる団体・個人との関係を一切認めない。
- 2 第 11 条（入会手続き）に基づき、入会申請者は反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたり関係を有しないことを誓約するものとする。
- 3 会員が反社会的勢力に該当すること、またはこれと関係を有することが判明した場合、本学会は会員資格を直ちに停止し、除名その他必要な措置をとることができる。
- 4 前項の理由により本学会または第三者に損害が生じたときは、本学会は当該会員に対して損害賠償を請求することができる。

第 30 条（連絡およびオンライン手続き）

- 1 本学会から会員への公式な連絡は、原則として電子メールおよび本学会ホームページ上の告知によって行う。会員マイページその他の補助的連絡手段を用いることができる。
- 2 本学会が指定する任意の連絡ツール（SNS、メッセージングアプリ等）への登録は、会員の任意とし、登録の有無により会員の権利・義務に差異を設けない。
- 3 会員は、メールアドレス等の連絡先を最新の情報に保つよう努めるものとする。
- 4 本学会は、必要に応じて、オンライン会議システム、ウェブ投票、フォーム等を用いて意見聴取・アンケート・各種手続きを行うことができる。

第 31 条（規程の改定）

- 1 本学会は、定款第 32 条第 2 項（4）に基づき、理事会の議決により本規程を改定することができる。
- 2 ただし、年会費の額の上限、会員区分、会員の権利義務に重大な変更を加える改定については、社員総会の決議を要する。
- 3 改定された本規程は、本学会ホームページへの掲載および登録メールアドレス宛の通知をもって、すべての会員に適用される。改定後の規程は、当該通知から 30 日後（前項に該当する重大な変更を伴う場合は 60 日後）に効力を生ずる。

第 32 条（演者の資格）

- 1 本学会が主催する学術総会、講演会、セミナー等の演者は、原則として本学会会員でなければならない。
- 2 非会員を演者とする必要がある場合は、理事会の承認を得るものとする。ただし、緊急性があり理事会開催を待つことが困難な場合は、理事長が決定し、直近の理事会に報告して事後承認を得るものとする。

第 33 条（本学会の解散）

本学会の解散については、定款および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に従う。

第 34 条（準拠法および合意管轄）

- 1 本規程の解釈および適用については、日本法を準拠法とする。
- 2 本規程に関連して生じた紛争については、本学会の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 3 会員と本学会との間に紛争が生じた場合、当事者は、訴訟提起に先立ち、相手方に対し書面または電子メールにより通知の上、誠実に協議による解決を試みるものとする。当該協議の開始から 60 日を経過してもなお解決に至らない場合、または相手方が協議に応じない場合に、前項の管轄裁判所に提訴することができる。ただし、保全処分その他の緊急性を要する場合は、この限りでない。

以上

附則

- 1（施行日） 本規程は、2026 年 7 月 19 日（理事会承認日）から施行する。
- 2（2026 年 12 月の会費徴収） 2026 年 12 月における会費徴収は行わない。2027 年 1 月中旬頃の本学会が指定する日（原則として 1 月 10 日）を決済確定日として、2027 年分の年会費の徴収を行う。
- 3（年会費の上限額） 第 13 条第 2 項に基づき、定款第 9 条第 1 項に基づく社員総会決議により、本規程附則施行日現在の年会費の上限額は、次項に定める現行年会費の額の 2 倍とする。
- 4（現行年会費の額） 第 13 条第 2 項に基づき、本規程附則施行日現在の現実の年会費の額は、前項の上限額の範囲内において、次のとおりとする。
 - （1） 医師・歯科医師:15,000 円
 - （2） 医師・歯科医師以外:10,000 円
 - （3） 学生会員:5,000 円
- 5（会費差額の合理的根拠） 前 2 項に定める会員区分間の会費差額は、各会員区分の経済的負担能力の差異を考慮した応能負担の原則に基づくものであり、各会員区分間で本学会から提供される機会（第 12 条第 1 項各号）の内容、範囲または優先順位に差異を設けるものではない。
- 6（入会金に関する経過措置） 第 13 条第 1 項に定める入会金は、本規程の施行日以後に入会の申込みをする者から徴収する。施行日前に入会した会員からは、入会金を徴収しない。
- 7（社員総会への報告） 本規程の制定は、次回開催の定時社員総会において、本学会から社員に対し報告するものとする。
- 8（経過措置） 本規程の施行に伴い必要となる経過措置で前各項に定めのないものについては、理事会の決議により定める。

【規程の沿革】

- 第 1 版 2023 年 9 月 1 日 任意団体時代に制定・施行
- 第 2 版 2024 年 9 月 1 日 任意団体時代に改定・施行
- 第 3 版 2025 年 1 月 28 日 任意団体時代に改定・施行
- 第 4 版 2025 年 10 月 12 日 任意団体時代に改定・施行
- 第 5 版 2026 年 7 月 19 日 新法人化に伴い改定（2026 年 4 月 1 日に遡及施行）